

(様式 2)

「第 5 期京丹後市障害福祉計画」の概要

1 趣旨

障害者総合支援法第 88 条に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく市町村障害児福祉計画を一体的に策定するものです。障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を行うことを基本に、利用者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスと必要な量を提供できるよう、数値目標やサービス見込量を定め、障害福祉サービス提供基盤の整備・充実をめざすものです。

2 計画の性格

国が示した基本指針に沿って、第 4 期計画の数値目標及びサービス見込量の見直しを行うものです。

定める（見直す）こととされている事項は次のとおりです。

- (1) 平成 32 年度の福祉施設の入所者の地域生活への移行人数
- (2) 平成 32 年度の精神病床における 1 年以上長期入院患者数
- (3) 平成 32 年度の福祉施設から一般就労への移行人数
- (4) 平成 32 年度までの各年度における障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村の地域生活支援事業及び障害児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み
- (5) 就労定着支援及び自立生活援助並びに居宅訪問型児童発達支援事業（新規創設分）に係る必要な量の見込み

3 計画の期間

第 5 期障害福祉計画は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。

4 計画の視点

- (1) 障害者の自己決定と自己選択の尊重
- (2) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備
- (3) 障害者の能力への気づきと創造の促進
- (4) 地域社会の理解の促進
- (5) 総合的な取り組み
- (6) 目標値・サービス見込量に対する基本的な考え方

5 施行予定期日

平成 30 年 4 月 1 日